

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成27年12月25日

秋田県監査委員 平山晴彦
秋田県監査委員 三浦英一
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 中嶋定雄
財 一 174
平成27年11月11日

秋田県監査委員 平山晴彦
秋田県監査委員 三浦英一
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 中嶋定雄
様

秋田県知事 佐竹敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年10月8日付け監委一397で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	平成27年9月8日
<p>（指摘事項） 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,521,797,137円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>（措置状況） 未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成27年9月末現在の過年度（平成25年度以前）及び平成26年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、15.2%、308,217,293円減の1,725,840,739円となっております。</p> <p>今後とも、コンビニ納付等納税機会の拡大により滞納発生の未然防止を図るとともに、適切な滞納者管理の下で整理強化に努めつつ、悪質な滞納事案については差押え等の厳正な処分を臨み、県税の累積滞納額の縮小に努めてまいります。</p> <p>特に、県税に係る未収金合計額の約77%を占める個人県民税については、平成26年度から行っている給与支払者の特別徴収の一斉実施後の状況も踏まえ、秋田県地方税滞納整理機構との連携を強化し、徴収困難事案等の迅速かつ適切な滞納整理について市町村に助言を行うとともに、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の徴収職員を対象とした研修のより一層の充実に努めてまいります。</p>			
監査課所名	市町村課	監査年月日	平成27年8月28日
<p>（指摘事項） 補助金に生じた受取利息の返納に係る収入事務において、収入年度の翌年度に納入通知書を発行しているため、今後は適正に処理すること。</p> <p>（措置状況） 補助金の受取利息が発生し返納が必要となった場合、今後、担当内での相互のチェックを行うことにより、納入通知書の発行に際して時期を逸しないよう十分留意し、適正な事務処理に努めます。</p>			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成27年8月24日
<p>（指摘事項） 生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が38,240,986円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>（措置状況）</p>			

平成26年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金 3,770,218円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、平成27年9月末までに 209,235円を回収しております。
 また、過年度未収金 38,240,986円については、平成27年9月末までに423,866円を回収しております。
 今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成27年8月24日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
 児童保護費負担金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が8,558,782円と多額であり、その回収に一層努めること。
 (措置状況)
 平成26年度に新たに発生した児童保護費負担金等に係る未収金151,400円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、平成27年9月末までに6,600円を回収しております。
 また、過年度未収金8,558,782円については、平成27年9月末までに120,300円を回収しております。
 今後とも債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成27年8月24日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)
 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が135,190,224円と多額であり、その回収に一層努めること。
 (措置状況)
 平成26年度から繰越調定した収入未済額152,861,182円（過年度分135,190,224円、及び現年度分17,670,958円）については、平成27年9月末までに一部納付を含め5,618,621円を回収しております。
 特に未収金額の多い母子父子寡婦福祉資金と児童保護費負担金については、県の「重点対応債権」として平成27年度までの3年間にわたり、計画的、抜本的、組織的な取組を求められており、これまで子育て支援課長が各公所を訪問して組織的取組を促したり、債権管理事務のレベルアップを図るための研修会を開催したりしてきましたが、今後も同様に取り組んでまいります。
 未収金の発生防止の取組は債権により違いはありませんが、特に未収金の8割を占める母子父子寡婦福祉資金については、貸付時から借受者の償還意識の向上を繰り返し働きかけているほか、滞納初期に関係職員による家庭訪問、納入指導の迅速な実施に努めるなど、より一層徹底に努めます。
 また、市町村の担当者と連携して効果的に回収できるよう、担当者会議等の際に働きかけてまいります。
 未納者に対しては、督促状の発出、文書による催告のほか、日頃から担当職員による家庭訪問に加え、償還困難ケースについては、状況に応じ、子育て支援課職員が同行訪問してまいります。
 今後も、債権回収強化月間を設けて未収金の回収に取り組むとともに、債権整理を進めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成27年8月24日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
 看護師等修学資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が76,839,701円と多額であり、その回収に一層努めること。
 (措置状況)
 看護師等修学資金貸付金に係る未収金については、平成26年度に新たに発生した30,000円を含め2,125,618円となっておりますが、一部納付を含め平成27年9月末までに90,000円を回収しております。
 今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。
 また、公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金74,744,083円については、平成27年9月末までに380,742円を回収しております。
 平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債

務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。
今後とも債権管理を行い、回収に努めてまいります。

監査課所名	環境管理課	監査年月日	平成27年8月31日
<p>(指摘事項) 秋田県環境保全基金の運用から生ずる収益の一部について、基金への繰入を行っていないので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置状況) 基金の運用益に係る事務処理については、平成27年8月にマニュアルを整備したところであり、今後は、運用益の全部を基金に繰り入れるよう、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 委託契約において、委託料の支払いが納付期限を徒過したため、延滞金を支払っているものがあるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置状況) 委託料の支払については、チェックリストに基づき複数の職員による支出命令書の納付期限などの確認を再度徹底し、適切な事務処理に努めております。</p>			
監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成27年8月31日
<p>(指摘事項) 能代市の産廃処分場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、残額が3,354,779,624円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、過年度の未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農業経済課	監査年月日	平成27年9月1日
<p>(指摘事項) 林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が62,975,798円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 平成26年度に新たに発生した林業・木材産業改善資金の未収金2件2,845,419円については、債務者及び連帯保証人に対して督促等を実施し、平成27年9月末までに90,000円を回収しております。</p> <p>また、林業・木材産業改善資金及び農業改良資金の過年度未収金62,975,798円については、一部納付を含め、平成27年9月末までに150,000円を回収しております。</p> <p>今後とも、新たに未収金が発生しないよう貸付時の適正な審査やその後の経営状況の把握に努めるとともに、債務者に対して文書及び面談により返済催告を実施するほか、必要に応じて連帯保証人に対しても催告を実施し、一層の回収に努めます。</p>			
監査課所名	産業政策課	監査年月日	平成27年8月25日
<p>(指摘事項) 中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,807,114,561円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p>			

平成26年度に新たに発生した未収金51,314,485円については、債務者や連帯保証人に対して継続的な訪問督促を行い、早期回収に努めてまいります。

また、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,807,114,561円については、一部納付を含め、平成27年9月末までに7,900,589円を回収しております。

今後とも、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

監査課所名	産業集積課	監査年月日	平成27年8月25日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

工業団地開発事業の財産貸付収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が3,006,102円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成26年度に新たに発生した未収金205,423円については、平成23年度貸付料の未収金完納により確定した延滞金ですが、債務者との話し合いによる納付計画に基づいて、早期回収に努めることとしております。

過年度未収金3,006,102円については、定期的に業況を確認しながら回収に努めてきており、平成27年9月末までに140,000円を回収し、残額は2,866,102円となっております。

今後とも面談等を継続しながら、回収に一層努めてまいります。

(指摘事項)

委託契約において、完了期限の変更及び委託料の変更を不適切な時期に行っているものがあるため、今後は適切に処理すること。

(措置状況)

委託契約の完了期限の変更及び委託料の変更事務については、業務の進捗管理により適切な時期に処理を行うよう職員に改めて徹底しました。

また、会計事務講習会を開催し、会計事務の基本について再確認するとともに、内部のチェック体制を強化しており、今後は、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	資源エネルギー産業課	監査年月日	平成27年8月25日
-------	------------	-------	------------

(指摘事項)

「エコプロダクツ2014秋田県ブース出展に係る展示品等輸送委託」及び「エコプロダクツ2014秋田県ブース装飾業務委託」において、予定価格調書の作成前に見積書を徴取しているため、今後は適切に処理すること。

(措置状況)

会計事務については、例規、マニュアル等を熟読のうえ行うよう職員に改めて徹底しました。

また、会計事務講習会を開催し、会計事務の基本について再確認するとともに、内部のチェック体制を強化しており、今後は、財務規則等に十分留意し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	下水道課	監査年月日	平成27年9月4日
-------	------	-------	-----------

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成26年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、3件44,408円となっておりますが、未納者に対し訪問等による催告を行った結果、未収金の一部33,945円を回収しており、平成27年9月末現在の未収金は1件

10,463円となっております。

今後も引き続き、未納者に対して文書及び訪問による督促及び下水道事業の説明等を行い、未収金の回収と今後の発生防止に努めてまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成27年9月4日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が17,439,500円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

行政代執行費用の過年度未収金16,285,500円については、債務者の所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っており、今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

港湾施設用地使用料に係る過年度未収金1,154,000円については、平成27年3月25日付けで滞納処分の執行を停止する手続きを行いました。引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成27年9月4日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が28,585,907円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成26年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金1,616,900円については、督促や分割弁済の確約を取り交わす等により平成27年9月末までに1,072,000円を回収しております。

また、過年度未収金28,585,907円についても、平成27年9月末までに1,180,400円を回収しております。

新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置(生活保護や多重債務整理等制度の紹介)を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

今後も、弁済計画に遅れが生じないように督促を励行し、未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	財産活用課	監査年月日	平成27年9月8日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

土地貸付収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,010,756円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成26年度に新たに発生した未収金276,405円及び過年度未収金1,010,756円については、平成25年度以前から滞納している債務者の未収金であり、電話、文書、面談、訪問等による働きかけを行ったものの、平成26年度分については回収に至らず、過年度分については平成27年9月末までに5,000円の回収となっております。

今後とも、債務者に対して引き続き定期的に電話、文書、面談、訪問等による状況の確認及び働きかけを行い、未収金の早期回収及び新たな発生の防止に努めてまいります。

なお、一括納付が困難な債務者からは、分割徴収による計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局(建設部)	監査年月日	平成27年7月22日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成26年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、3件44,408円となっておりますが、未納者に対し訪問等による催告を行った結果、未収金の一部33,945円を回収しており、平成27年9月30日現在の未収金は1件

10,463円となっております。

今後も引き続き、未納者に対して文書及び訪問による催告及び下水道事業の説明等を行い、未収金の回収と今後の発生防止に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	平成27年7月23日
-------	-------------------	-------	------------

（指摘事項）

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が11,389,790円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成26年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金1,469,879円については、平成27年9月末までに一部納付を含め605,331円を回収しております。

また、過年度未収金11,389,790円については、平成27年9月末までに889,881円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

（指摘事項）

業務委託料の支出において、請求金額を見誤って支出するなど不適切な事務処理が行われているものがあるので、今後、チェック体制の強化等の対策を講じ、適切な処理をすること。

（措置状況）

業務委託料の支出については、今後、財務規則を遵守するとともに、決裁権者等による確認を徹底し、適切に処理してまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成27年7月23日
-------	---------------	-------	------------

（指摘事項）

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生の防止に努めること。

（措置状況）

今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金405,900円については、平成27年9月末までに313,400円を回収しております。引き続き誓約書及び納入計画書による分割弁済により回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成27年7月21日
-------	----------------	-------	------------

（指摘事項）

生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が18,833,004円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成26年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金3,026,476円については、平成27年9月末までに一部納付を含め263,500円を回収しております。

また、過年度未収金18,833,004円については、平成27年9月末までに一部納付を含め686,213円を回収しております。

今後とも被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	平成27年7月21日
-------	--------------	-------	------------

（指摘事項）

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,153,900円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金89,600円については、平成27年9月14日に全額回収しております。

新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

県営住宅使用料に係る過年度未収金1,153,900円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成27年9月末までに68,000円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成27年7月27日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が43,496,837円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成26年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金6,530,889円については、平成27年9月末までに一部納付を含め387,433円を回収しております。

また、過年度未収金43,496,837円については、平成27年9月末までに一部納付を含め1,572,655円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成27年7月27日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が26,182,707円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金797,600円については、平成27年9月末までに454,400円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生予防策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

県営住宅使用料に係る過年度未収金26,182,707円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成27年9月末までに1,068,400円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	仙北地域振興局（総務企画部）	監査年月日	平成27年7月28日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

行政文書複写費用収入及び公衆電話使用料収入に関して、調定事務が大幅に遅れているので、今後は適切に処理すること。

(措置状況)

調定事務については、今後、班長及び担当者が相互にチェックシートで業務の遂行状況を確認し遅延防止を

図るほか、事務処理に係るマニュアルの活用等により、適切な会計事務の執行に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成27年7月24日
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が72,918,979円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 平成26年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金6,226,822円については、平成27年9月末までに一部納付を含め479,203円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金72,918,979円については、平成27年9月末までに、一部納付を含め849,366円を回収しております。</p> <p>今後とも被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	平成27年7月24日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況) 平成26年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金323,800円については、平成27年9月末までに214,600円を回収しております。</p> <p>未収金については、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるとともに、債務弁済契約公正証書を作成するなどしております。併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適切な債権回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。</p>			
監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	平成27年7月27日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,521,797,137円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成27年9月末現在の過年度(平成25年度以前)及び平成26年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、15.2%、308,217,293円減の1,725,840,739円となっております。</p> <p>今後とも未収金発生防止のため、納期内納税の勧奨や、コンビニ納税及び口座振替納税制度を積極的に広報することにより自主納税を促進してまいります。</p> <p>特に、県税に係る未収金合計額の約77%を占める個人県民税については、秋田県地方税滞納整理機構との連携を強化し、徴収困難事案等の迅速かつ適切な滞納整理について市町村に助言を行うとともに、共同催告や合同滞納整理など、市町村と協力した滞納整理に努めてまいります。</p> <p>また、平成26年6月からは給与支払者に係る特別徴収を全県一斉に実施するなど、市町村と協力した特別徴収の推進にも取り組んでいるところであります。</p> <p>個人県民税以外の県税につきましては、滞納発生後の早期着手を徹底するとともに、債権差押やタイヤロック、差押財産の公売など滞納の状況に応じた厳格かつ適正な滞納整理を行うことにより、未収金の縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	名古屋事務所	監査年月日	平成27年7月2日

<p>(指摘事項) 職員借上げ公舎の契約解除に伴う敷金返還金の収入事務において、収入年度の翌年度に納入通知書を発行しているため、今後は適正に処理すること。</p> <p>(措置状況) 敷金返還金の収入事務については、今後、財務規則等の法令遵守を改めて職員に徹底することにより、定められた時期に納入通知書を発行するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成27年6月11日
<p>(指摘事項) 児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収・整理されているものの残額が5,407,990円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 平成26年度から繰越調定した収入未済額5,784,410円（過年度繰越分5,407,990円及び現年度発生分376,420円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成27年9月末までに一部納付を含め22,880円を回収しております。</p> <p>また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。</p>			
監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成27年7月2日
<p>(指摘事項) 児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が16,949,886円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 平成26年度から繰越調定した収入未済額20,013,386円（過年度繰越分16,949,886円及び現年度発生分3,063,500円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成27年9月末までに一部納付を含め343,750円を回収しております。</p> <p>また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。</p>			
監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成27年6月11日
<p>(指摘事項) 児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が6,817,924円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 平成26年度から繰越調定した収入未済額 7,385,074円（過年度繰越分6,817,924円及び現年度発生分567,150円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより、未収金の回収に取り組んだ結果、平成27年9月末までに一部納付を含め、137,340円を回収しております。</p> <p>また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。</p>			
監査課所名	生活センター	監査年月日	平成27年7月2日
<p>(指摘事項) 郵券類について、年間使用量を超えて購入し、必要以上に在庫を積み増ししているため、今後は適切な購入を図ること。</p> <p>(措置状況)</p>			

郵券類については、今後、払出状況や在庫量を随時確認するとともに、年間使用量を考慮した上で必要に応じて購入し、適切な執行管理に努めてまいります。

監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成27年6月2日
<p>(指摘事項) 港湾施設用地使用料に係る過年度未収金について、一部が不納欠損処分及び回収されているものの、残額が1,154,000円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 港湾施設用地使用料に係る過年度未収金1,154,000円については、平成27年3月25日付けで滞納処分の執行を停止する手続きを行いました。引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。</p>			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年12月25日

秋田県監査委員 平山晴彦
秋田県監査委員 三浦英一
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 中嶋定雄
教総 ー 1753
平成27年10月26日

秋田県監査委員 平山晴彦
秋田県監査委員 三浦英一
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 中嶋定雄
様

秋田県教育委員会

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年10月8日付け監委-397で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	生涯学習課	監査年月日	平成27年9月2日
<p>(指摘事項) 普通財産に係る土地及び建物貸付料について、収入科目を財産貸付収入とすべきところを雑入としているので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置状況) 収入科目の誤りについては、徴収する事由を十分確認した上で収入科目が決定されることを職員に改めて徹底し、今後は、事務担当者、管理監督者との連携、確認を強化し、秋田県財務規則に基づく適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	中央教育事務所	監査年月日	平成27年3月19日
<p>(指摘事項) 財務規則第7条に規定された委任の範囲を超えて、中央教育事務所由利出張所の支出負担行為及び支出命</p>			

令を行っているものがあるので、今後は適切な処理をすること。

(措置状況)

教育庁義務教育課と総務部とで協議を行った上で、平成27年3月27日付けで、中央教育事務所長と中央教育事務所由利出張所長との間において、秋田県財務規則第7条第5項の規定に基づく事務処理の委任を行いました。

今後は、本委任に含まない事務であって、中央教育事務所由利出張所長が決裁する事務については、秋田県財務規則に基づき、適切な処理を行います。

監査課所名	中央教育事務所由利出張所	監査年月日	平成27年3月19日
(指摘事項) 支出負担行為及び支出命令について、中央教育事務所で行われているものがあるので、今後は適切な処理をすること。 (措置状況) 教育庁義務教育課と総務部とで協議を行った上で、平成27年3月27日付けで、中央教育事務所長と中央教育事務所由利出張所長との間において、秋田県財務規則第7条第5項の規定に基づく事務処理の委任を行いました。 今後は、本委任に含まない事務であって、中央教育事務所由利出張所長が決裁する事務については、秋田県財務規則に基づき、適切な処理を行います。			
監査課所名	能代高等学校	監査年月日	平成27年4月24日
(指摘事項) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、給付事由が生じた日から支払いの日まで長期間を要しているものがあるので、今後は適切な処理をすること。 (措置状況) 「日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求手順について(通知)」(26教保-1590)に基づき、学校管理下の生徒の災害について、教員、養護教諭及び支払い担当等の関係職員が情報を共有して、支払いが遅滞しないよう校内体制を整備しております。 今後は、複数の職員による確認を徹底することとし、適正な処理に努めてまいります。			
監査課所名	盲学校	監査年月日	平成27年3月19日
(指摘事項) 勤務地の変更があった職員について、通勤届の変更を怠り、通勤手当が正しく支給されていないものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理をすること。 (措置状況) 2年間、秋田大学での研修を命ぜられた職員の通勤手当において、初年度は、勤務地を盲学校から秋田大学へ移し通勤手当を支給していましたが、次年度は自校(盲学校)での研修ということで、盲学校勤務に戻った際、新たに通勤届けを提出して処理すべきところ、届け出処理が行われなかったため、実際よりも短い距離での支給が続きました。 正しい距離での届け出がなされた日をもって受付受理をし、正しい額を支給しました。 今後は、通勤実態の確認を怠らず、適正な事務処理に努めてまいります。			

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年12月25日

秋田県監査委員 平 山 晴 彦
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
秋公委会第1号
平成27年10月21日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員長

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年10月8日付け監委-397をもって報告のありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成27年9月2日
(指摘事項) 放置違反金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況) 平成26年度に発生した放置違反金に係る未収金は、12件140,000円でありましたが、平成27年9月末までに一部納付等を含め、7件82,300円を回収しており、未収金は5件57,700円となっております。			
今後も、訪問や文書による催促を継続し未収金の早期徴収に努めるほか、放置車両の利用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。			